

審査基準

令和8年4月1日作成

| |
|--|
| 法令名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根拠条項：第9条の13第3項 |
| 処分の概要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付 |
| 原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会） |
| 法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）、同第9条の13第3項（年少射撃資格認定証の書換え又は再交付）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第32条（許可証の書換えの申請）、同第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）、同第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請） |
| 審査基準： 法令の定めに尽くされている。 |
| 標準処理期間： 5日（書換えにあつては3日、行政庁の休日は含まない。） |
| 申請先： 申請書は、あなたの住所を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口に提出してください。 |
| 問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 住所を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110）） |
| 備考： |